

長崎大学安全保障輸出管理規程の一部改正について

改正理由

- 1 本学における機微技術の管理を徹底させる観点から、経済産業省が策定した「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）第三版」に基づき、本学の安全保障輸出管理体制を見直すこと。
- 2 この規程における部局の定義を見直すこと。
- 3 一部字句を整備すること。

以上の理由により、所要の改正を行うものである。

平成31年4月26日

規程第26号

制定権者 長崎大学長 河野 茂

長崎大学安全保障輸出管理規程の一部を改正する規程

長崎大学安全保障輸出管理規程（平成28年規程第5号）の一部を、次の新旧対照表のように改正する。

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、輸出者等遵守基準を定める省令（平成21年経済産業省令第60号）に基づき、国立大学法人長崎大学（以下「本学」という。）の安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）の適切な輸出管理体制を構築・整備することにより、輸出管理の確実な実施を図り、もって国際的な平和及び安全の維持並びに学術研究の健全な発展に寄与することを目的として、本学における輸出管理について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 外為法等 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）及び当該法律に基づく政令、省令、通</p>	<p>第1条 同左</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 同左</p> <p>(1) 同左</p>

達等をいう。

(2) 技術の提供 次に掲げる行為をいう。

イ 外国（外為法第6条第1項第2号に定める地域をいう。以下同じ。）における技術（貨物を設計し、製造し、又は使用するために必要な特定の情報をいう。以下同じ。）の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又はこれらを目的とした国内における技術の提供（技術を記載し、若しくは記録した文書若しくは記録媒体を外国へ送付し、又は技術を電気通信により外国に向けて送信する行為を含む。以下同じ。）を行うことをいう。

ロ 非居住者への技術の提供又はそれを目的とした居住者への技術の提供を行うことをいう。

(3) 貨物の輸出 外国を仕向地として貨物（外為法第6条第1項第15号に定める動産をいう。以下同じ。）を送付すること（外国に向けて貨物を携行すること及び貨物の国内における送付で、外国を仕向地として送付されることが明らかなものを含む。）をいう。

(4) 取引 技術の提供又は貨物の輸出をいう。

(5) 相手先 技術の提供にあつては当該技術を利用する者を、貨物の輸出にあつては当該貨物の需要者及び仕向地をいう。

(6) 教職員等 本学の役員、教職員その他本学と雇用契約のあるすべての者をいう。

(7) 部局等 戦略本部等（国立大学法人長崎大学基本規則（平成16年規則第1号）第31条の2から第31条の7までに規定する本部・機構及び同基本規則第32条から第32条の8までに規定する支援センター等をいう。）、各学部、各研究科、各附置研究所、病院、附属図書館、保健・医療推進センター、学内共同教育研究施設、生命医科学域及び事務局をいう。

(2) 同左

(3) 同左

(4) 同左

(5) 同左

(6) 同左

(7) 部局等 広報戦略本部、原子力災害対策戦略本部、インスティテューショナル・リサーチ推進本部、海洋未来イノベーション機構、グローバル連携機構、研究開発推進機構、各学部、各研究科、各附置研究所、病院、附属図書館、保健・医療推進センター、学内共同教育研究施設、学務情報推進室、やってみゅーでスク、ダイバーシティ推進センター、先端創薬イノベーションセンター、地域教育総合支援センター、障がい学生支援室、福島未来創造支援研究センター、子どもの心の医療・教育センター、事務局及び生命医科学域をいう。

- | | |
|--|---|
| (8) 部局長 前号に規定する部局等の長をいう。 | (8) 同左 |
| (9) 規制技術等 国際的な平和及び安全の維持の観点から外為法等により規制されている技術及び貨物をいう。 | (9) 同左 |
| (10) リスト規制技術 規制技術等のうち、外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表の1から15までの項に定める技術をいう。 | (10) 同左 |
| (11) リスト規制貨物 規制技術等のうち、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1の1から15までの項に定める貨物をいう。 | (11) 同左 |
| (12) リスト規制技術等 リスト規制技術及びリスト規制貨物をいう。 | (12) 同左 |
| (13) <u>キャッチオール規制 外為令別表の16の項に定める技術及び輸出令別表第1の16の項に定める貨物が、大量破壊兵器若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。</u> | (13) 同左 |
| (14) <u>大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤、細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であってその射程若しくは航続距離が300キロメートル以上のものをいう。</u> | (14) 同左 |
| (15) <u>通常兵器 輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（大量破壊兵器等に該当するものを除く。）をいう。</u> | (15) 同左 |
| (16) <u>開発等 開発、製造、使用又は貯蔵を行うことをいう。</u> | (16) 同左 |
| (17) <u>事前確認 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の懸念情報等を踏まえ、取引審査の可否について、確認することをいう。</u> | (17) 同左 |
| (18) <u>該非判定 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が、リスト規制技術等に該当するか否かを判定することをいう。</u> | (18) 同左 |
| (19) <u>取引審査 リスト規制及びキャッチオール規制の観点から、該非判定の内容のほか、取引の相手先又は相手先における用途を踏まえ、本学として当該取引を行うか否かを判断することをいう。</u> | (19) 取引審査 該非判定の内容のほか、取引の相手先又は相手先における用途を踏まえ、本学として当該取引を行うか否かを判断することをいう。 |

(削る。)

(削る。)

(20) 一次取引審査 取引審査において、第7条第1項に規定する部局責任者が当該取引を行うか否かを判断することをいう。

(21) 二次取引審査 取引審査において、一次取引審査を踏まえ、第6条第1項に規定する輸出管理責任者が当該取引を行うか否かを判断することをいう。

(22) 最終審査 取引審査において、二次取引審査で当該取引の可否を判断することができない場合に、第5条第1項に規定する統括責任者が指名する者で協議し、当該取引を行うか否かを決定することをいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学において教職員等が教育、研究その他の活動として行うすべての取引に適用する。

(安全保障輸出管理最高責任者)

第4条 本学に、本学における輸出管理上の重要事項の最終決定及び輸出管理を適正かつ円滑に実施するため、安全保障輸出管理最高責任者（以下「最高責任者」という。）を置く。

2 最高責任者は、学長をもって充てる。

(安全保障輸出管理統括責任者)

第5条 本学に、最高責任者の命を受け、輸出管理を統括する安全保障輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置く。

2 統括責任者は、最高責任者が指名する理事又は副学長をもって充てる。

(18) 一次該非判定 該非判定において、部局責任者が貨物の輸出及び技術の提供について、リスト規制技術等に該当するか否かを判定することをいう。

(19) 二次該非判定 該非判定において、一次該非判定を踏まえ、輸出管理責任者が貨物の輸出及び技術の提供について、リスト規制技術等に該当するか否かを判定することをいう。

(20) 一次取引審査 取引審査において、部局責任者が当該取引を行うか否かを判断することをいう。

(21) 二次取引審査 取引審査において、一次取引審査を踏まえ、輸出管理責任者が当該取引を行うか否かを判断することをいう。

第3条 同左

第4条 同左

(安全保障輸出管理統括責任者)

第5条 同左

2 同左

3 統括責任者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 全学的な輸出管理の統括
- (2) 最終審査の承認に関する業務
- (3) 経済産業大臣への許可申請及び報告に関する業務

- (4) 輸出管理の監督に関する業務
- (5) 輸出管理の監査に関する業務
- (6) その他最高責任者が指示する業務
(安全保障輸出管理責任者)

第6条 本学に、統括責任者の命を受け、輸出管理業務の適切な実施を図るため、安全保障輸出管理責任者（以下「輸出管理責任者」という。）を置く。

2 輸出管理責任者は、研究開発推進機構リスクマネジメント部門長をもって充てる。

3 輸出管理責任者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 統括責任者の指示、連絡、要請等の周知徹底に関する業務
- (2) 輸出管理手続業務の推進に関する業務
(削る。)
- (3) 経済産業省への輸出管理に係る相談に関する業務
(削る。)

- (4) 二次取引審査の承認に関する業務
- (5) 二次取引審査及び最終審査の記録の保存に関する業務
- (6) 輸出管理に係る教育・研修に関する業務
- (7) その他本学の輸出管理に関する業務
(部局安全保障輸出管理責任者)

第7条 部局等に、統括責任者の命を受け、当該部局等における輸出管理を統括させるため、部局安全保障輸出管理責任者（以下「部局責任者」

3 同左

- (1) 同左
- (2) 該非判定及び取引審査の承認に関する業務
- (3) 部局長に対する輸出管理に係る報告等の要求、調査の実施及び改善措置等の命令に関する業務

- (4) 同左
(安全保障輸出管理責任者)

第6条 同左

2 輸出管理責任者は、研究国際部長をもって充てる。

3 同左

- (1) 同左
- (2) 輸出管理の監督に関する業務
- (3) 輸出管理の監査に関する業務
- (4) 経済産業省への輸出管理に係る相談及び許可申請に関する業務
- (5) 該非判定及び取引審査の承認に関する業務（軽微なものに限る。)
- (6) 二次該非判定及び二次取引審査に関する業務
- (7) 該非判定及び取引審査の記録の保存に関する業務

- (8) 同左
(部局安全保障輸出管理責任者)

第7条 同左

という。)を置く。

- 2 部局責任者は、部局長をもって充てる。
- 3 部局責任者は、部局等における輸出管理を適正かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、その指名する教職員等に業務を補佐させることができる。
- 4 部局責任者は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 当該部局における輸出管理の周知徹底に関する業務
 - (2) 当該部局における事前確認の承認に関する業務
 - (3) 当該部局における一次取引審査の承認に関する業務
 - (4) 事前確認及び一次取引審査の記録の保存に関する業務
 - (5) その他当該部局における輸出管理に関する業務

(削る。)

(事前確認)

第8条 教職員等は、取引を行う場合は、別に定める事前確認シートに基づき事前確認を行い、取引審査の可否について判定する。

(削る。)

2 同左

3 同左

4 同左

(1) 同左

(2) 一次該非判定及び一次取引審査に関する業務

(3) 同左

(安全保障アドバイザー)

第8条 本学に、輸出管理責任者の業務を補佐し外為法等に関する専門的な助言等を行うため、安全保障アドバイザーを置く。

2 安全保障アドバイザーは、学長が指名する者をもって充てる。

3 安全保障アドバイザーは、次に掲げる業務を行う。

(1) 輸出管理に関する専門的な助言

(2) 輸出管理に関する情報の収集及び分析

(3) 輸出管理に関する教育・研修

(4) その他輸出管理に係る学内のコンプライアンスに関する業務

(事前確認)

第9条 教職員等は、取引を行う場合は、別に定める事前確認シートに基づき、規制技術等の該当の有無について確認を行う。

2 教職員等は、当該取引が規制技術等に該当すると判断した場合にあっては第1号及び第2号に掲げる書類を、経済産業大臣から輸出許可申請をすべき旨の連絡を受けた場合にあっては第2号に掲げる書類を添え、該非判定又は取引審査を部局責任者に依頼しなければならない。

(削る。)

- 2 教職員等は、前項の判定結果を部局責任者に報告し、当該判定結果について承認を得なければならない。
- 3 部局責任者は、教職員等から提出された事前確認シートに基づき、第1項の取引審査の手続きの要否の判定について承認を行い、当該教職員等及び輸出管理責任者にその結果を報告する。
- 4 取引審査を行う必要があることが明らかな場合は、前3項の規定にかかわらず、事前確認シートによる事前確認を省略することができる。
- 5 前各項の規定により、取引審査の手続が必要とされた場合又は取引審査を行うことが明らかな場合は、教職員等は、次条第1項の該非判定票を起票し、第12条の取引審査の手続を行わなければならない。
- 6 前項の該非判定票を起票する場合は、教職員等は、第10条に規定する用途確認及び第11条に規定する需要者確認を行わなければならない。
- 7 第5項に掲げるもののほか、経済産業大臣から輸出許可申請をすべき旨の通知を受けた取引については、教職員等は第12条の取引審査の手続を行わなければならない。
- 8 第1項から第3項までの規定により、取引審査の手続が不要とされた場合は、教職員等は当該取引を行うことができる。

(該非判定)

(削る。)

- (1) 別に定める該非判定申請書及び当該技術等に関する資料（以下「該非判定申請書等」という。）
- (2) 別に定める用途・需要者チェックリスト、別に定める取引審査票及び当該取引の提供先又は需要者に関する資料（以下「チェックリスト等」という。）
- 3 教職員等は、当該取引が規制技術等に該当しないと判断した場合は、外為法等に基づき、技術の提供又は貨物の輸出を行う。

(該非判定)

第10条 部局責任者は、教職員等から提出された該非判定申請書等を確認の上、一次該非判定を行い、輸出管理責任者に一次該非判定結果を報

第9条 教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかについて該非判定を行い、該非判定票を起票するものとする。

2 該非判定は、次に掲げるとおり行う。

(1) 本学で研究・開発した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、必要な技術資料を整備し、最新の外為法等に基づいてリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかを判定する。

(2) 本学外から入手した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、入手先からの該非判定書等を入手し、前号と同様に、適切に判定を行う。ただし、前号の手続により判定できる場合には、入手先から該非判定書等の入手を省略することができる。

(用途確認)

第10条 教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の用途について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないかを、別に定める「用途」チェックシート及び明らかガイドラインシートを用いて確認するものとする。

告する。

2 輸出管理責任者は、一次該非判定結果を踏まえ、該非判定申請書等により二次該非判定を行い、規制技術等に該当しないと判断した場合は、その旨を教職員等に通知する。ただし、二次該非判定において判断することができない場合は、統括責任者に一次該非判定結果及び二次該非判定結果を報告するとともに、最終判定を申請する。

3 統括責任者は、前項の規定による申請があった場合は、その申請内容について統括責任者が指名する者で協議し、当該取引の可否について決定の上、教職員等に通知するものとする。

4 前項の規定による協議の結果、最高責任者の判断が必要と認められる場合は、最高責任者が当該取引の可否について決定の上、教職員等に通知する。

(需要者確認)

第11条 教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の需要者について次に掲げる項目に該当するかどうかを、別に定める「需要者」チェックシート等を用いて確認するものとする。

- (1) 提供ルート内関係者の存在又は身元に不審な点がある。
- (2) 経済産業省作成の「外国ユーザーリスト」に掲載されている。
- (3) 大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等を行う又は行ったことが入手した契約書、ホームページその他の資料に記載されている又はその情報がある。
- (4) 軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関、又はこれらの所属者である。

(取引審査)

第12条 教職員等は、取引を行おうとするときに、取引審査の手続が必要とされた場合は、別に定める審査票により、部局責任者に申請し、当該取引の承認を得なければならない。

- 2 部局責任者は、教職員等から提出された審査票等を確認の上、一次取引審査を行い、輸出管理責任者に一次取引審査結果を報告する。
- 3 輸出管理責任者は、一次取引審査結果を踏まえ、審査票等により二次取引審査を行い、当該取引が適正な取引であると判断した場合は、部局責任者を経て、その旨を教職員等に通知する。ただし、二次取引審査においても判断することができない場合は、統括責任者に一次取引審査結果及び二次取引審査結果を報告するとともに、最終審査を申請する。
- 4 統括責任者は、前項の規定による申請があった場合は、その申請内容について統括責任者が指名する者で協議し、当該取引の可否について決定の上、部局責任者を経て、可否の結果を教職員等に通知するものとする。
- 5 前項の規定による協議の結果、最高責任者の判断が必要と認められる

(取引審査)

第11条 部局責任者は、教職員等から提出されたチェックリスト等を確認の上、一次取引審査を行い、輸出管理責任者に一次取引審査結果を報告する。

- 2 輸出管理責任者は、一次取引審査結果を踏まえ、チェックリスト等により二次取引審査を行い、当該取引が適正な取引であると判断した場合は、その旨を教職員等に通知する。ただし、二次取引審査においても判断することができない場合は、統括責任者に一次取引審査結果及び二次取引審査結果を報告するとともに、最終審査を申請する。
- 3 統括責任者は、前項の規定による申請があった場合は、その申請内容について統括責任者が指名する者で協議し、当該取引の可否について決定の上、教職員等に通知するものとする。
- 4 前項の規定による協議の結果、最高責任者の判断が必要と認められる

場合は、最高責任者が当該取引の可否について決定の上、部局責任者を経て、可否の結果を教職員等に通知する。

(許可申請)

第13条 教職員等は、前条に規定する取引審査の結果、最高責任者又は統括責任者から経済産業大臣の許可を要する旨の連絡を受けた取引を行う場合には、外為法等の定めるところにより役務取引許可申請書又は輸出許可申請書を作成し、部局責任者を経て、統括責任者に提出しなければならない。

2 統括責任者は、前項の規定による提出があった場合は、経済産業大臣へ輸出許可申請を行う。

3 統括責任者は、前項の申請について経済産業大臣の許可を受けた場合は、その旨を輸出管理責任者、部局責任者及び教職員等に通知する。

4 教職員等は、外為法等に基づく許可が必要な取引については、経済産業大臣の許可を受けなければ、当該取引を行ってはならない。

(契約書への明示)

第14条 教職員等は、リスト規制技術等に該当する取引を行う場合は、原則として、契約書等の書面を取り交わすものとする。

2 前項の契約書等には、次に掲げる事項を明記するものとする。

(1) 経済産業大臣の許可を受けなければならない取引については、許可を取得するまでは当該契約書は発効しないこと及び許可を取得できないものは当該契約書の対象から除くこと。

(2) 大量破壊兵器等及び通常兵器の開発等に転用しないこと。

(3) 経済産業大臣の許可条件を遵守すること。

(技術の提供管理)

第15条 教職員等は、技術の提供を行う場合は、第8条に規定する事前確認及び第12条に規定する取引審査の手続が行われたことを確認しなければならない。この場合において、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な技術の提供を行うときは、当該許可が取得されていること

場合は、最高責任者が当該取引の可否について決定の上、教職員等に通知する。

(外為法等に基づく許可の申請等)

第12条 教職員等は、第10条に規定する該非判定及び第11条に規定する取引審査の結果、最高責任者又は統括責任者から経済産業大臣の許可を要する旨の連絡を受けた取引を行う場合には、外為法等の定めるところにより役務取引許可申請書又は輸出許可申請書を作成し、最高責任者に提出しなければならない。

2 最高責任者は、前項の規定による提出があった場合は、経済産業大臣へ輸出許可申請を行う。

3 最高責任者は、前項の申請について経済産業大臣の許可を受けた場合は、その旨を輸出管理責任者、部局責任者及び教職員等に通知する。

4 同左

(契約書への明示)

第13条 同左

(技術の提供管理)

第14条 教職員等は、技術の提供を行う場合は、第10条に規定する該非判定及び第11条に規定する取引審査の手続が行われたことを確認しなければならない。この場合において、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な技術の提供を行うときは、当該許可が取得されているこ

を併せて確認しなければならない。ただし、第8条の事前確認により取引審査の手続が不要とされた場合には、当該取引審査の手続の確認は必要としない。

- 2 教職員等は、前項の規定による確認ができない場合は、当該技術の提供を行ってはならない。
- 3 教職員等がリスト規制技術等にあたる継続的な技術の提供を行う場合で、第1項の規定による確認ができないときは、直ちに当該提供を取り止め、部局責任者を経て輸出管理責任者にその旨を報告するものとする。
- 4 輸出管理責任者は、前項の報告があった場合は、統括責任者と協議の上、適切な措置を講じるものとする。

(貨物の輸出管理)

第16条 教職員等は、貨物の輸出を行う場合は、第8条に規定する事前確認及び第12条に規定する取引審査の手続が行われたこと並びに当該輸出に係わる貨物（自ら海外に持ち出す手荷物を含む。）が当該輸出の手続きに関する書類の記載内容と同一のものであることを確認しなければならない。

- 2 前項の場合において、教職員等は、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な貨物の輸出を行う場合は、当該許可が取得されていることを併せて確認しなければならない。ただし、第8条の事前確認により取引審査の手続が不要とされた場合には、当該取引審査の手続の確認は必要としない。
- 3 教職員等は、貨物の輸出を行う場合で、前2項の確認ができないときは、当該輸出を行ってはならない。
- 4 教職員等は、貨物の輸出を行った場合で、通関時において事故が発生したときは、直ちに当該輸出を取り止め、部局責任者を経て輸出管理責任者にその旨を報告しなければならない。
- 5 輸出管理責任者は、前項の報告があった場合は、統括責任者と協議の

とを併せて確認しなければならない。

- 2 同左
- 3 同左
- 4 同左

(貨物の輸出管理)

第15条 教職員等は、第10条に規定する該非判定及び第11条に規定する取引審査の手続が行われたこと並びに当該輸出に係わる貨物（自ら海外に持ち出す手荷物を含む。）が当該輸出の手続きに関する書類の記載内容と同一のものであることを確認しなければならない。

- 2 教職員等は、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な貨物の輸出を行う場合は、当該許可が取得されていることを確認しなければならない。
- 3 同左
- 4 同左
- 5 同左

上、適切な措置を講じるものとする。

(文書管理又は記録媒体の保存)

(削る。)

第17条 教職員等は、統括責任者及び管理責任者の指示の下、輸出管理に係る文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を、技術が提供された日又は貨物が輸出された日の属する年度の翌年度の初日から起算して、少なくとも7年間保管しなければならない。ただし、関係資料又は記録媒体の管理にあつては、長崎大学法人文書管理規程（平成23年規程第15号）の定めるところによる。

(監査)

第18条 管理責任書及び部局管理責任者は、統括責任者の指示の下、本学における輸出管理を関係法令及びこの規程（この規程に基づく定めを含む。以下同じ。）に基づき適正に実施するため、輸出管理の監査を実施することができる。

(教育・研修)

第19条 輸出管理責任者は、外為法等及びこの規程の遵守について教職員等の理解を深めるとともに、その確実な実施を図るため、最高責任者が定める輸出管理に係る教育の基本方針に基づき、教職員等に対し、輸出管理に関する教育・研修を計画的に行う。

- 2 部局責任者は、当該部局の教職員等に対し、輸出管理についての理解を深め、及び意識の高揚を図るための啓発その他必要な情報の提供に努める。
- 3 輸出管理責任者は、リスト規制技術等を保管し、又は使用する教室、研究室等を利用する学生等の外為法等についての理解を深めるため、必

(文書管理)

第16条 教職員等は、輸出管理の手續に必要な文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）の作成に当たっては、事実に基づき正確に記入しなければならない。

2 輸出管理に係る文書、図画又は電磁的記録の保存期間は、技術が提供された日又は貨物が輸出された日の属する年度の翌年度の初日から起算して、7年間とする。ただし、関係資料又は記録媒体の管理にあつては、長崎大学法人文書管理規程（平成23年規程第15号）の定めるところによる。

(監査)

第17条 輸出管理責任者は、本学における輸出管理を関係法令及びこの規程（この規程に基づく定めを含む。以下同じ。）に基づき適正に実施するため、輸出管理の監査を実施することができる。

(教職員等への教育・研修)

第18条 安全保障アドバイザーは、外為法等及びこの規程の遵守について教職員等の理解を深めるとともに、その確実な実施を図るため、最高責任者が定める輸出管理に係る教育の基本方針に基づき、教職員等に対し、輸出管理に関する教育・研修を計画的に行う。

2 同左

3 安全保障アドバイザーは、リスト規制技術等を保管し、又は使用する教室、研究室等を利用する学生等の外為法等についての理解を深めるた

要な教育・研修を行う。

(報告及び通報)

第20条 教職員等は、外為法等若しくはこの規程に対する違反若しくは違反のおそれがあることを知った場合又は外国において技術若しくは貨物を紛失し、若しくは盗難に遭った場合は、速やかに部局責任者を経て輸出管理責任者にその旨を通報しなければならない。

2 輸出管理責任者は、前項の規定による通報があった場合は、直ちに統括責任者にその旨を報告するとともに、当該通報の内容を調査し、その結果を統括責任者に報告しなければならない。

3 統括責任者は、前項の規定による報告において、外為法等若しくはこの規程に違反している事実が明らかとなった場合又は違反したおそれがある場合は、速やかに学内の関係部署に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、遅滞なく経済産業省及び関係行政機関に報告するものとする。この場合において、当該報告の内容が特に重大な違反であるときは、あらかじめ輸出管理責任者から統括責任者を経て最高責任者に報告し、その対応について協議するものとする。

4 最高責任者は、前項の事態が生じた場合は、その再発防止のために必要な措置を講じるものとする。

5 前項に定めるもののほか、統括責任者、輸出管理責任者又は部局責任者は、取引を承認した後（経済産業大臣の許可が必要な取引にあっては、当該許可が得られた後）、当該取引について大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれその他輸出管理上の懸念があることが明らかとなった場合は、輸出管理責任者、統括責任者及び最高責任者に遅滞なく報告し、その対応について協議するとともに、経済産業省及び関係行政機関に報告するものとする。

(懲戒等)

第21条 故意又は重大な過失によりこの規程に違反した教職員等及びこれに関与した教職員等の懲戒処分については、長崎大学職員懲戒規程

め、必要な教育・研修を行う。

(報告及び通報)

第19条 同左

2 同左

3 同左

4 同左

(懲戒等)

第20条 同左

(平成16年規程第44号)の定めるところによる。

(事務)

第22条 輸出管理に関する事務は、関係部局の事務組織の協力を得て、研究国際部学術推進課において行う。

(補則)

第23条 この規程に定めるもののほか、輸出管理に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

(事務)

第21条 同左

(雑則)

第22条 同左